

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	下水道計画課
委 託 業 務 名	大津市公共下水道事業効率化に係る計画策定に関する協定
委 託 業 務 場 所	大津市由美浜ほか
概 要	事業計画変更業務一式
契 約 期 間	令和7年7月14日から令和8年3月19日まで
契 約 年 月 日	令和7年7月14日
契 約 金 額	35,600,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 東京都文京区湯島二丁目31番27号 〔名 称〕 地方共同法人 日本下水道事業団
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	日本下水道事業団は、地方公共団体の委託要請に基づき、様々な下水道に関する技術的支援を行い、当該地方公共団体の代行を主たる業務としている唯一の全国組織である。実績として、全国の処理場の約7割にあたる約1,500箇所の処理場を新築・再構築を手掛け、豊富な経験と高い技術力を有しており、施設の建設及び設計のみならず下水道整備に関する計画の策定に対しても対応が可能である。下水道事業効率化に係る計画策定は、処理場の再構築に密接に関連しており、日本下水道事業団は処理場の計画策定に多く携わり、国土交通省との協議・調整を円滑に進めることができることから、日本下水道事業団と随意契約を締結する。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。